

第163期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2026年6月25日(木曜日)
午前10時

開催場所 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

書面およびインターネット等による議決権行使期限
2026年6月24日(水曜日) 午後5時まで

お土産の配布はございません。



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第163期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、1875年の創業以来150年以上にわたり、社是「科学技術で社会に貢献する」に基づき企業活動を続け、特にこの30年余りは「『人と地球の健康』への願いを実現する」という経営理念のもと、社会課題の解決に向けた取り組みを継続してまいりました。

2023年度より開始した前中期経営計画におきましても、「世界のパートナーと共に社会課題を解決するイノベティブカンパニーへ」向けて、社是・経営理念を基に、お客様中心志向を貫き技術開発力と社会実装力の強化を推進してまいりました。

2025年12月には、電子顕微鏡を中心とする先端技術開発企業であるTescan社の買収を決定いたしました。買収が完了した場合は、当社の成分・物性分析技術とTescan社の表面観察技術を融合させ、半導体・ライフサイエンス・マテリアル市場へ共同展開するとともに、競争力の高い複合ソリューションを共同開発し、更なる事業の拡大を図ってまいります。

今年度から始まった新中期経営計画におきましては、収益力の持続的向上と、トータルソリューション提供力の更なる強化に取り組み、ヘルスケア、グリーン、マテリアル、インダストリーの4つの社会価値創生領域で、より高い価値を提供するイノベティブカンパニーを目指します。

新中期経営計画の達成に向けた戦略・施策を、“夢と熱意”をもって遂行し、持続的な成長と企業価値の向上に挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2026年5月29日

代表取締役 社長 山本 靖則

社是

科学技術で社会に貢献する

経営理念

「人と地球の健康」への願いを実現する

島津グループサステナビリティ憲章

1 目指す姿

地球・社会・人との調和を図りながら、「事業を通じた社会課題の解決」と“社会の一員としての責任ある活動”の両輪で企業活動を行い、明るい未来を創造します。

島津グループは、1) 地球環境とグローバル社会の持続可能性、2) 島津グループの事業活動の持続と成長、3) 従業員の健康とエンゲージメントの向上を目指して、サステナビリティ経営を実践していきます。

2 基本的考え方

- ① 島津グループは、社是「科学技術で社会に貢献する」と経営理念「人と地球の健康」への願いを実現する』に基づき、永年にわたり科学技術・ノウハウを培ってきました。
そして、「人の命と健康への貢献」、「地球の健康への貢献」、「産業の発展、安心・安全な社会の実現への貢献」を目指し、事業をグローバルに展開していきます。
- ② 具体的には、「人の命と健康への貢献」では、分析計測技術を用いた多様な疾病の検査、医薬品や食品などライフサイエンス分野の研究の支援、X線や光技術を用いた医療用の診断・治療支援などのソリューションを提供していきます。
「地球の健康への貢献」では、水・大気・土壌などの環境計測に加えて、地球温暖化の防止に向けた革新的な技術開発とその社会実装のためのソリューションを分析計測などの技術で支えていきます。
「産業の発展、安心・安全な社会の実現への貢献」では、半導体産業やモビリティ産業などに対して精密加工技術を活用した製品を提供すると共に、研究開発や製造現場の高度化に資するソリューションを提供していきます。
- ③ 私たちは、グローバル社会の一員として国連が提唱する「国連グローバル・コンパクト」に賛同し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成などサステナビリティを巡る課題の解決に取り組んでいきます。
- ④ 私たちは、今後も、進歩し続ける科学技術に真摯に向き合いながら研鑽を重ね、イノベーションを創出することで、科学技術の社会実装により社会課題の解決を目指します。
その実現のために、知的財産の活用、標準化などの制度や仕組みの構築を行い、さらに開発、製造能力を向上させていきます。
また、グループガバナンスの強化に努めると共に、人材の多様性を広げ、グローバルな視野でリーダーシップを持った人材の育成を図ります。
そして、顧客・株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーからの信頼獲得に向けて、サステナビリティ経営に関する情報を、適時・適切かつ公平に開示するとともに、ステークホルダーとの対話を通じて、相互理解による、関係維持・構築を実践します。

3 サステナビリティ経営の進め方

- ① 本憲章を実践するために、定期的に経営計画を策定します。
- ② サステナビリティ憲章の主要テーマは本憲章に基づき、島津グループサステナビリティ経営実施方針の中で定め、これに基づき具体的なKPIを設定してサステナビリティ経営を実践していきます。
- ③ 本憲章は世の中の変化に対応して、必要な見直しを行います。

事前質問についてのご案内

受付期間

2026年5月29日(金)午前9時～
2026年6月18日(木)午後5時

受付方法

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

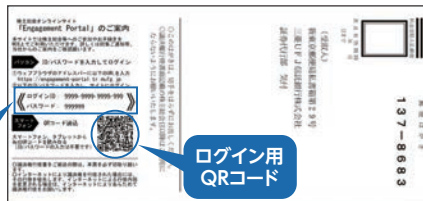
- 1 上記URL(株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」)へアクセスしてください。
- 2 株主様認証画面(ログイン画面)で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されています。
 - ①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。
 - ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
 - ③「ログイン」ボタンをクリックしてください。



- 3 なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

「ログインID」
「パスワード」

ログイン用
QRコード



事前質問

- ①ログイン後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ②ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【ご注意事項】

- 株主様からいただいたご質問のなかで、株主の皆様の関心が高いと思われるものについては、株主総会終了後に当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)において回答させていただく予定です。
- ご質問の内容によっては、ご回答いたしかねる場合がございますことをご了承ください。

LIVE 株主総会ライブ配信のご案内

配信日時

2026年6月25日(木)午前9時30分より
(株主総会は午前10時より開始いたします)

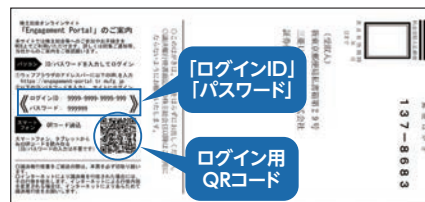
視聴方法

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>



*「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 1 上記URL(株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」)へアクセスしてください。
- 2 株主様認証画面(ログイン画面)で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。
①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。
②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
③「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 3 なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただく、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。
- 4 ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。



【ご注意事項】

- ライブ配信のご視聴は、会社法上の株主総会の正式な出席ではなく、ライブ配信内での議決権行使およびご質問・ご意見などはお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ご使用の端末(機種、性能等)やインターネットの接続環境(回線状況、接続速度等)により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。また、機材トラブルその他の事情により、やむを得ずライブ配信ができない、または中断する場合があります。
- 「ログインID」、「パスワード」の第三者への提供は固くお断りいたします。
- 撮影、録画、録音、保存およびSNS等での公開はご遠慮ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株様が映り込んでしまう場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 同封の議決権行使書を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
- ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、再発行をお受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 **0120-676-808**

(通話料無料)
(土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、
ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで)

株主各位

京都市中京区西ノ京桑原町1番地

株式会社 島津製作所

代表取締役 社長 山本 靖則

第163期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第163期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記Webサイトに「第163期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■ 当社Webサイト

<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記Webサイトにも掲載しております。

■ 東証Webサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記東証Webサイトにアクセスいただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、**書面(議決権行使書)または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年6月24日(水)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

お土産の配布はございません。

記

1 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

2 場 所 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール

3 会議の目的事項 報告事項 1. 第163期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第163期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠の監査役1名選任の件

議決権行使のご案内について

議決権の行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

事前の行使方法

郵送または電磁的方法により、議決権を行使いただけます。

郵送による 議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時必着

インターネット等 による 議決権の行使



スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は7・8頁をご覧ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午後5時まで

当日の行使方法

株主総会 ご出席



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時

議決権を複数回行使された場合の取り扱い

- ①議決権行使書(書面)および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合において、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときは、電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
- ②電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合において、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときは、最後の電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。

以上

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条第2項の定めに基づき、電子提供措置事項として当社Webサイト(<https://www.shimadzu.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各Webサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日) 午後5時まで

※ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォン等の場合

スマートフォン等での議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が**不要**です。

議決権行使書

議案	議案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用
QRコード

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

ログインID
仮パスワード

見本

見本

見本

議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

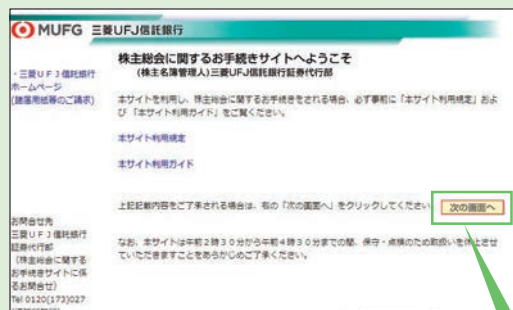
株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコン等の場合

① 議決権行使サイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

② お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

入力して「ログイン」をクリック

③ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ※ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027**
(通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

議案および参考事項

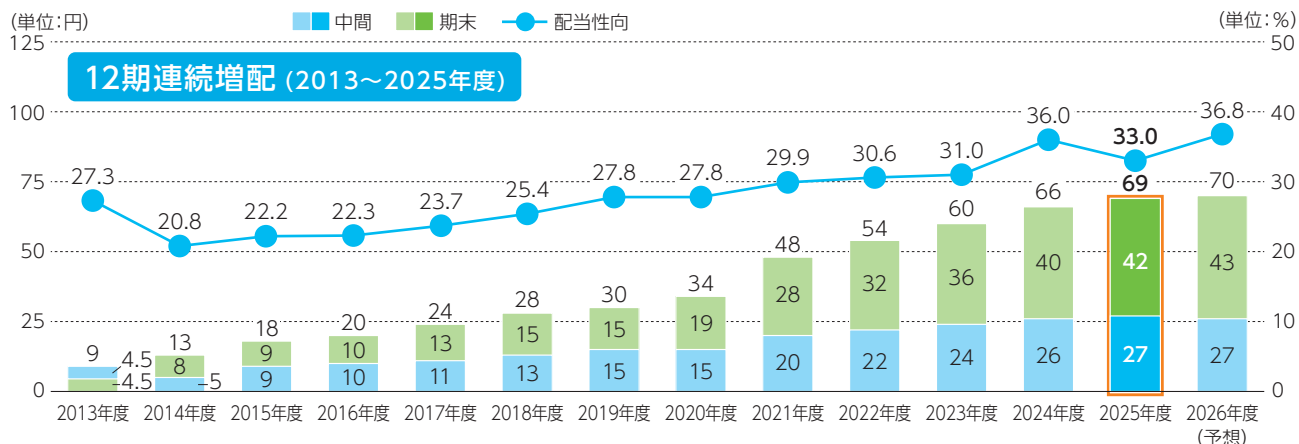
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置づけており、収益やキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しつつ、配当性向30%以上の維持と継続的な株主還元を実施していくことを基本方針としています。また、内部留保資金につきましては、持続的な成長に向け、財務健全性を確保しながら、社会価値創生領域での成長投資および人財/開発/製造/DX関連の基盤強化への投資に重点的に活用してまいります。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分(期末配当)につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、つぎのとおり、1株につき42円とさせていただきます。なお、中間配当金を含めました当期の配当金は、前期に比べ3円増の1株につき年69円となります。

1 配当財産の種類	2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	3 剰余金の配当が効力を生ずる日
金 銭	当社普通株式 1株につき金 42円 総額 12,138,383,082円	2026年6月26日

(ご参考) 1株当たり配当金/配当性向



第2号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたします。取締役候補者はつぎのとおりです。

候補者 番号	氏名	性別	当社における地位 および担当	2025年度における 取締役会への 出席状況
1	うえだ 上田 てるひさ 輝久 再任	男性	代表取締役 会長 取締役会議長	13回/13回 (100%)
2	やまもと 山本 やすのり 靖則 再任	男性	代表取締役 社長 CEO	13回/13回 (100%)
3	わたなべ 渡邊 あきら 明 再任	男性	取締役 専務執行役員 CRO 環境経営(GX)担当 コーポレート・トランス フォーメーション(CX)担当	13回/13回 (100%)
4	はない 花井 のぶお 陳雄 再任	男性	取締役(非常勤)	13回/13回 (100%)
			社外取締役候補者 独立役員候補者	
5	なかにし 中西 よしゆき 義之 再任	男性	取締役(非常勤)	13回/13回 (100%)
			社外取締役候補者 独立役員候補者	
6	はまだ 濱田 なみ 奈巳 再任	女性	取締役(非常勤)	13回/13回 (100%)
			社外取締役候補者 独立役員候補者	
7	きたの 北野 みえ 美英 再任	女性	取締役(非常勤)	13回/13回 (100%)
			社外取締役候補者 独立役員候補者	

候補者番号

1

う え だ て る ひ さ
上田 輝久

(1957年5月14日生)



所有する当社株式の数

34,196株

取締役在任期間

15年(本総会終結時)

2025年度における取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2007年 6月 当社執行役員
- 2007年 6月 当社分析計測事業部副事業部長
- 2011年 6月 当社取締役
- 2011年 6月 当社分析計測事業部長
- 2013年 6月 当社常務執行役員
- 2014年 6月 当社専務執行役員
- 2015年 6月 当社代表取締役 社長
- 2015年 6月 当社CEO
- 2022年 4月 当社代表取締役 会長(現在に至る)
- 2022年 4月 当社取締役会議長(現在に至る)
- 2023年 7月 明治安田生命保険相互会社社外取締役(現在に至る)
- 2025年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役(現在に至る)

再任

重要な兼職の状況

- 明治安田生命保険相互会社社外取締役
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役

● 取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

取締役会議長として取締役会の適切な運営、コーポレートガバナンスの強化を通じて企業価値の向上に取り組んでいます。会社経営および当社事業において、高い見識ならびに豊富な経験と実績を有していることから、取締役会の重要事項の意思決定機能と業務執行の監視・監督機能を強化する役割を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 1. 上田輝久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。上田輝久氏は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

候補者番号

2

やまもと やすのり

山本 靖則

(1959年2月20日生)



所有する当社株式の数

17,139株

取締役在任期間

6年(本総会終結時)

2025年度における取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

再任

- 1983年 4月 当社入社
- 2014年 6月 当社執行役員
- 2017年 6月 当社常務執行役員
- 2017年 6月 当社製造・情報システム・CS担当
- 2017年 6月 当社技術研究副担当
- 2020年 4月 当社経営戦略・コーポレート・コミュニケーション担当
- 2020年 6月 当社取締役
- 2021年 4月 当社専務執行役員
- 2021年 4月 当社CFO
- 2022年 4月 当社代表取締役 社長(現在に至る)
- 2022年 4月 当社CEO(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

CEOとして当社グループの経営責任を担っており、業務執行および重要事項の説明を通じて、取締役会の意思決定と監督機能の強化に貢献しています。経営者としての強いリーダーシップに加えて、開発・製造・海外事業など幅広い経験と実績を有していることから、中期経営計画の推進および当社グループの持続的な企業価値向上を牽引する役割を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 1. 山本靖則氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。山本靖則氏は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

候補者番号

3

わたなべ
渡邊

あきら
明 (1963年3月3日生)



所有する当社株式の数

6,504株

取締役在任期間

4年(本総会終結時)

2025年度における取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

再任

- 1985年 4月 当社入社
- 2009年 4月 当社半導体機器事業部(現 産業機械事業部)TMPビジネスユニット長 兼 営業部 副部長
- 2011年 4月 当社半導体機器事業部 営業部長 兼 TMPビジネスユニット長
- 2013年 6月 当社半導体機器事業部 副事業部長 兼 営業部長 兼 TMPビジネスユニット長
- 2016年 6月 当社執行役員
- 2016年 6月 当社産業機械事業部長
- 2019年 4月 当社常務執行役員
- 2020年 4月 当社産業機械事業部長 兼 フルイデックス事業部長
- 2022年 4月 当社専務執行役員(現在に至る)
- 2022年 4月 当社CFO、経営戦略・コーポレート・コミュニケーション担当
- 2022年 6月 当社取締役(現在に至る)
- 2025年 4月 当社リスクマネジメント担当
- 2025年 4月 当社環境経営(GX)担当、コーポレート・トランスフォーメーション(CX)担当(現在に至る)
- 2026年 4月 当社CRO(現在に至る)

● 取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

CRO(Chief Risk Management Officer)、環境経営、コーポレート・トランスフォーメーション担当として、取締役会への説明責任を果たし、重要事項の意思決定と業務執行の監督機能の向上に寄与しています。CFOや経営戦略・コーポレート・コミュニケーションなどの全社部門担当に加え、産業機械事業およびフルイデックス事業の事業部長、営業・マーケティング、海外子会社経営など、豊富で幅広い知見と実績を有していることから、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与する役割を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 1. 渡邊明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。渡邊明氏は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

株主総会参考書類

候補者番号

4

はな い のぶ お
花井 陳雄 (1953年4月30日生)

所有する当社株式の数	3,252株
取締役在任期間	6年(本総会終結時)
2025年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)



再任 社外取締役候補者
独立役員候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年 4月 協和発酵工業株式会社(現 協和キリン株式会社) 入社
- 2006年 6月 同社執行役員
- 2009年 4月 同社常務執行役員
- 2009年 6月 同社取締役
- 2010年 3月 同社専務執行役員
- 2012年 3月 同社代表取締役社長
- 2018年 3月 同社代表取締役会長
- 2019年 3月 同社取締役会長(2020年3月退任)
- 2020年 6月 当社取締役(現在に至る)
- 2021年 3月 株式会社ペルセウスプロテオミクス社外取締役(現在に至る)
- 2024年 3月 ノイルイミュン・バイオテック株式会社社外取締役(現在に至る)

重要な兼職の状況

- 株式会社ペルセウスプロテオミクス社外取締役
- ノイルイミュン・バイオテック株式会社社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

日本を代表する製薬企業のトップとしての豊富な経営経験と、国内外の医薬品業界ならびに研究開発に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。また、指名・報酬委員会の議長として、役員を選解任および報酬の透明性と公正性の向上を図る議論に参画いただいています。今後も主要市場に関する見識を踏まえた、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献する役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 花井陳雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 花井陳雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者です。

3. 当社は花井陳雄氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

4. 花井陳雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、26頁に記載のとおりです。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。花井陳雄氏は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

候補者番号

5

なかにし よしゆき
中西 義之

(1954年11月3日生)

所有する当社株式の数	1,384株
取締役在任期間	5年(本総会終結時)
2025年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1978年 4月 大日本インキ化学工業株式会社(現 DIC株式会社) 入社
- 2010年 4月 同社執行役員 経営戦略部門
- 2011年 6月 同社取締役 執行役員 経営戦略部門
- 2012年 4月 同社代表取締役 社長執行役員
- 2018年 1月 同社取締役会長
- 2020年 6月 株式会社日本製鋼所社外取締役(現在に至る)
- 2020年 6月 株式会社IHI社外取締役(現在に至る)
- 2021年 1月 DIC株式会社取締役
- 2021年 3月 同社相談役(2023年3月退任)
- 2021年 6月 当社取締役(現在に至る)

再任 社外取締役候補者

独立役員候補者

重要な兼職の状況

- 株式会社日本製鋼所 社外取締役
- 株式会社IHI 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

世界的な化学品企業トップとしての豊富な経営経験と、国内外の化学品業界ならびに経営戦略、製造、営業等に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。また、指名・報酬委員会の委員として、役員を選解任および報酬の透明性と公正性の向上を図る議論に参画いただいています。今後も主要市場に関する見識を踏まえた、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献する役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 中西義之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 中西義之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者です。

3. 当社は中西義之氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

4. 中西義之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、26頁に記載のとおりです。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。中西義之氏は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

候補者番号

6

は ま だ な み
濱田 奈巳 (1964年8月3日生)



所有する当社株式の数	1,123株
取締役在任期間	4年(本総会終結時)
2025年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年 7月 シェアソン・リーマン・ブラザーズ証券会社 入社
- 1996年10月 リーマン・ブラザーズ証券会社ヴァイス・プレジデント
- 1999年 6月 同社シニア・ヴァイス・プレジデント
- 2004年 5月 エイチ・ディー・エイチ アドバイザーズ ジャパンリミテッド代表取締役
- 2006年12月 エイチ・ディー・エイチ キャピタル・マネジメント PTE LTDプリンシパル
- 2009年 3月 マイル・ハイ・キャピタル株式会社
共同創業者マネージング・ディレクター(現在に至る)
- 2017年 8月 エコプレクス・ジャパン株式会社取締役
- 2019年 2月 ヴェスパーグループジャパン株式会社 最高執行責任者
- 2019年 3月 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社
社外取締役(監査等委員)(現在に至る)
- 2020年 5月 メットライフ生命保険株式会社社外取締役(監査委員)
- 2022年 6月 同社社外取締役(監査委員、指名委員、報酬委員)(現在に至る)
- 2022年 6月 当社取締役(現在に至る)

再任 社外取締役候補者

独立役員候補者

重要な兼職の状況

- マイル・ハイ・キャピタル株式会社
共同創業者マネージング・ディレクター
- コカ・コーラボトラーズジャパン
ホールディングス株式会社
社外取締役(監査等委員)
- メットライフ生命保険株式会社
社外取締役
(監査委員、指名委員、報酬委員)

● 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

ファイナンスに関するコンサルティング会社を経営するなど財務および経理に関する豊富な知見、外資系証券会社の日本法人の会社経営者としての豊富な経験および人材育成やグローバルな知見から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。また、指名・報酬委員会の委員として、役員を選解任および報酬の透明性と公正性の向上を図る議論に参画いただいています。当社グループの経営に対して、財務・会計などの豊富な知見に基づく有益な助言と、業務執行に対する適切な監督の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 濱田奈巳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 濱田奈巳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者です。
 3. 当社は濱田奈巳氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏はその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
 4. 濱田奈巳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、26頁に記載のとおりです。なお、濱田奈巳氏はマイル・ハイ・キャピタル株式会社の共同創業者マネージング・ディレクターですが、直近事業年度において、当社と当社との間取引関係はありません。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。濱田奈巳氏は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

候補者番号

7

きたの み え
北野 美英

(1969年1月26日生)



所有する当社株式の数	1,026株
取締役在任期間	2年(本総会終結時)
2025年度における取締役会への出席状況	13回/13回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク
(現P&Gジャパン合同会社)入社
- 1995年10月 Procter & Gamble European Services GmbH
ヨーロッパ購買シニアマネージャー
- 1997年 6月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク
購買グループマネージャー
- 2000年 4月 The Procter & Gamble company
グローバル購買グループマネージャー
- 2003年 5月 同社グローバルコーポレート購買アソシエートディレクター
- 2005年 5月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク
アジア購買アソシエートディレクター
- 2008年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社(現P&Gジャパン合同会社)
生産統括本部サプライチェーンアソシエートディレクター
- 2010年 9月 同社エクスターナルリレーションズ本部
コミュニケーションズ・サステナビリティアソシエートディレクター(2013年11月退任)
- 2013年12月 日本イーライリリー株式会社広報・CSRディレクター
- 2016年 1月 同社執行役員コーポレートアフェアーズシニアディレクター(2021年12月退任)
- 2022年 3月 SynFin Advisors パートナー(現在に至る)
- 2024年 6月 当社取締役(現在に至る)

再任 社外取締役候補者
独立役員候補者

重要な兼職の状況

- SynFin Advisors
パートナー

● 社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要

外資系消費財企業と外資系製薬企業における豊富な海外事業経験に加えて、調達などのサプライチェーン、人材育成・ダイバーシティ、CSR等に関する高い見識と実績から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。また、指名・報酬委員会の委員として、役員の選解任および報酬の透明性と公正性の向上を図る議論に参画いただいています。当社グループのグローバルビジネス、サプライチェーンマネジメント、およびESG戦略等において、豊富な知見に基づく有益なご助言、業務執行に対する適切な監督の役割を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 北野美英氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 北野美英氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者です。
 3. 当社は北野美英氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏はその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
 4. 北野美英氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。当社が定めている社外役員の独立性基準は、26頁に記載のとおりです。なお、北野美英氏はSynFin Advisorsのパートナーですが、直近事業年度において、当社と同社との間に取引関係はありません。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。北野美英氏は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、同氏の任期途中に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

第3号議案

補欠の監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、社外監査役の補欠として監査役1名の選任をお願いいたします。

補欠の監査役候補者はつぎのとおりです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

いわもと ふみお
岩本 文男 (1979年3月12日生)

所有する当社株式の数

0株



再任

補欠の社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴および重要な兼職の状況

- 2006年10月 弁護士登録
- 2006年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 (現在に至る)
- 2019年 6月 株式会社光陽社社外監査役 (現在に至る)

● 補欠の社外監査役候補者とした理由および期待する役割の概要

弁護士として企業法務を始め、法務全般に関する豊富な専門知識と経験を有しており、これらを活かして独立した立場から、当社の経営に対する適切な監査および助言をいただくことが期待できるため、引き続き補欠の社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

重要な兼職の状況

- 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士
- 株式会社光陽社社外監査役

(注) 1. 岩本文男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 岩本文男氏は、補欠の社外監査役の候補者です。

3. 岩本文男氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同氏はその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

4. 岩本文男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。当社が定めている社外役員の独立性基準は、26頁に記載のとおりです。なお、岩本文男氏は弁護士法人淀屋橋・山上合同所属のパートナー弁護士であり、当社と同事務所との間に役員提供等による取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、当社が定めている社外役員の独立性基準(連結売上高の2%未満)を満たしております。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。岩本文男氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告をご参照ください。

以上

(ご参考)

当社監査役会の構成

当社の監査役会の構成は次のとおりです。

氏名	性別	地位	監査役在任期間 (本総会終結時)	2025年度における 取締役会・監査役会への出席状況
こやざき まこと 小谷崎 眞 現任	男性	常勤監査役	7年	取締役会:13回/13回(100%) 監査役会:17回/17回(100%)
やまだ よういち 山田 洋一 現任	男性	常勤監査役	1年	取締役会:10回/10回(100%) 監査役会:11回/11回(100%)
にしもと つよし 西本 強 現任 社外監査役 独立役員	男性	監査役 (非常勤)	6年	取締役会:13回/13回(100%) 監査役会:17回/17回(100%)
はやし ゆか 林 由佳 現任 社外監査役 独立役員	女性	監査役 (非常勤)	3年	取締役会:13回/13回(100%) 監査役会:17回/17回(100%)

(注)山田洋一氏の出席状況については、2025年6月26日の当社監査役就任後に開催された取締役会・監査役会を対象としております。

(ご参考)

本総会終結後の各役員のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり可決された場合、当社の各役員のスキルマトリックスは以下のとおりです。

当社の取締役会は、事業展開や会社をとりまく経営環境等を考慮しながら、適正な規模と多様性の有る構成としています。当社は、「科学技術で社会に貢献する」という社是の下、計測機器・医用機器・航空機器・産業機器の4つの事業をグローバルに展開しており、プラネタリーヘルスを追求してヘルスケア領域、グリーン領域、マテリアル領域、インダストリー領域の4つの顧客領域で社会価値の提供に取り組んでいます。

このような会社経営の観点から、取締役会における充実した議論による重要な業務執行の意思決定および適切な業務執行の監督・監査機能をバランス良く発揮するため、現時点での当社の取締役会にとって重要と考える知見・経験を、「企業経営」、「国際経験」、「技術・R&D・製造」、「DX・IT」、「マーケティング・営業」、「サステナビリティ」、「財務・会計」、「コンプライアンス・リスクマネジメント」、「人事・人財戦略」と定義し、これらの知見・経験を適切に有している方を役員候補者として指名します。なお、上記の知見・経験については、外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図っていきます。

氏名	役員が有する知見・経験									
	企業経営	国際経験	技術・R&D・製造	DX・IT	マーケティング・営業	サステナビリティ	財務・会計	コンプライアンス・リスクマネジメント	人事・人財戦略	
取締役	上田 輝久	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山本 靖則	○	○	○	○		○	○	○	○
	渡邊 明		○			○	○	○	○	
	花井 陳雄	社外	○	○			○		○	○
	中西 義之	社外	○	○		○	○		○	○
	濱田 奈巳	社外	○	○				○		○
	北野 美英	社外		○			○		○	○
監査役	小谷崎 真		○			○				
	山田 洋一		○	○		○		○		
	西本 強	社外		○		○		○		
	林 由佳	社外					○	○	○	

(注) 上記一覧表は、取締役・監査役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役(候補者を含む)は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しています。

- (1)当社を主要な取引先とする者(直近事業年度においてその者の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを、当社から受けた者とする。)またはその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先(直近事業年度において当社の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを当社に行った者とする。)またはその業務執行者
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている(直近事業年度において役員報酬以外に1,000万円の額以上の金銭または財産を当社から得ていることを言う。)コンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を言う。)
- (4)最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
- (5)次の1.から3.までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族
 - 1.(1)から(4)までに掲げる者
 - 2.当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)
 - 3.最近1年間において、2.または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

1 企業集団の現況に関する事項

[1] 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、中国経済での民需停滞による景気不振や米国の関税政策の影響による景気の下振れリスクに加え、ウクライナ紛争の長期化や中東情勢激化等の地政学リスクもあり、先行きの不透明な状況が続きました。

このような経営環境下で、当社グループは地産地消での開発・生産・販売体制の構築を目指し、開発面では北米R&Dセンターの新拠点をサンフランシスコに設立し、生産面では中国でターボ分子ポンプの生産拠点を立ち上げました。また販売面では、国内で販売子会社の統合を行ったほか、インド、オーストラリアで分析・医用の販売体制を統合した新会社の設立などを行いました。

加えて、情報システムとAI技術の導入による経営と工場の高度化を進めるとともに、製品やシステムにAI技術を取り込み、より簡便で高度なデータの提供を継続しました。

中期経営計画の事業戦略については、ヘルスケア、グリーン、マテリアル、インダストリーの4注力領域で、世界のパートナーと共に社会課題の解決に取り組みました。

具体的には、「重点事業^{(注)1}強化」では、機能や仕様のさらなる向上に加え、顧客のワークフロー全体へのトータルソリューション提供を目指し、ロボティクス・AIの活用や操作性向上を実現した新製品の開発を推進しました。

「メドテック事業^{(注)2}の強化」では、臨床市場向け多検体処理用質量分析システムの展開、専用装置および試薬のラインアップ拡充に努めました。また、AI画像解析やIoT技術を用いた“イメージングトランスフォーメーション”を推進し、ユーザビリティの向上と検査効率化を実現したX線撮影システムの拡販を進めました。

「リカーリングビジネス^{(注)3}の強化・拡大」では、計測機器のリカーリング事業を統括する新組織を設立し、アフターサービス事業や試薬・消耗品事業の強化・拡大をより強力で推進する体制を整えました。

また、一昨年立ち上げた営業本部のもと、お客様(領域)中心志向での活動を展開し、事業部の枠を超えた最適なトータルソリューションの提供を継続しました。

(注) 1. 重点事業:液体クロマト分析システム、質量分析システム、ガスクロマト分析システム、試験機、ターボ分子ポンプの5事業

2. メドテック事業:健康管理、検査、診断、治療、予後管理において、医用画像システムや血液等の成分を分析するシステムを用いてトータルソリューションを提供する事業

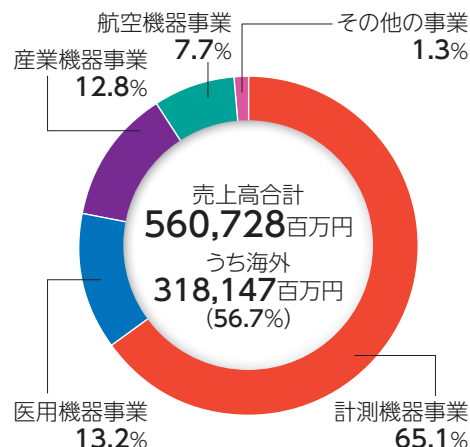
3. リカーリングビジネス:試薬、培地、カラムなどの消耗品や、機器のメンテナンスサービスを提供する事業

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は日本、北米、欧州、その他のアジア地域で増加し、5,607億2千8百万円(前年度比4.0%増)となり、過去最高を更新しました。一方利益面では、売上高の増加等により、営業利益は737億2百万円(同2.8%増)となりました。経常利益は827億5千3百万円(同14.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は604億9千9百万円(同12.5%増)となりました。

事業別の状況はつぎのとおりです。

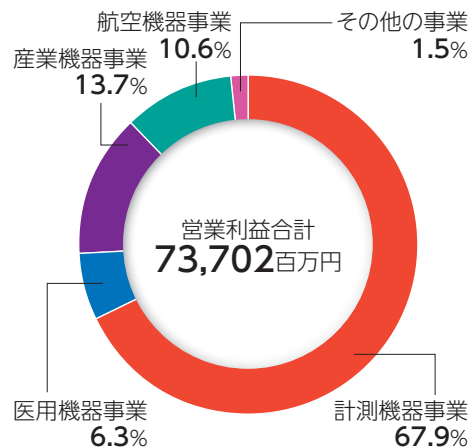
●事業別売上高

事業区分	売上高 (百万円)	前年増減率 (%)	構成比 (%)
計測機器事業	364,908	+4.9	65.1
医用機器事業	73,794	+1.7	13.2
産業機器事業	71,523	▲1.1	12.8
航空機器事業	43,371	+12.2	7.7
その他の事業	7,130	▲5.8	1.3
計 (うち海外)	560,728 (318,147)	+4.0 (+4.5)	100 (56.7)



●事業別営業利益

事業区分	営業利益 (百万円)	前年増減率 (%)	構成比 (%)
計測機器事業	52,578	+1.0	67.9
医用機器事業	4,871	+14.3	6.3
産業機器事業	10,595	+1.2	13.7
航空機器事業	8,220	+35.5	10.6
その他の事業	1,180	+87.2	1.5
調整額	▲3,744		
計	73,702	+2.8	100



計測機器事業

売上高

3,649億8百万円

前年度比
4.9%増



営業利益

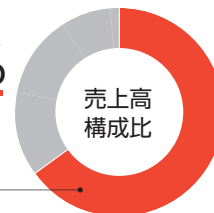
525億7千8百万円

前年度比
1.0%増



65.1%

売上高
構成比



主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。

〈主要製品等〉

クロマト分析システム、質量分析システム、光分析システム、熱分析システム、ライフサイエンス関連分析システム、X線分析システム、電子線観察システム、表面分析・観察システム、水質計測システム、排ガス測定システム、材料試験機、疲労・耐久試験機、構造物試験機、非破壊検査システム、高速ビデオカメラ、粉粒体測定システム、天びん・はかり、回折格子、レーザー機器、小形分光器、臨床検査用試薬、全自動PCR検査システム、培地、微生物検査システム



超高速液体クロマトグラフ Nexeraシリーズ
トリプル四重極型 高速液体クロマトグラフ質量分析計 LCMS-8065XE

計測機器事業は、新製品の積極的な投入とソリューション提案力の強化に取り組みま

した。また、マルチベンダーサービス事業^(注)をはじめとするアフターサービスや試薬・消耗品を強化し、リカーリング事業の拡大を進めました。

これらの取り組みにより、特にヘルスケア領域のライフサイエンス分野では、製薬・臨床検査市場向けの質量分析システムや液体クロマト分析システムが増加し、GX/マテリアル領域では、環境分析・化学市場向けに質量分析システムやガスクロマト分析システムが増加しました。

地域別には、中国は民間市場の停滞により減少しましたが、日本、欧米、その他のアジア地域の成長が補い、全体では増加となりました。

この結果、当事業の売上高は3,649億8百万円(前年度比4.9%増)となりました。営業利益は売上高の増加等により525億7千8百万円(同1.0%増)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。

	2024年度 (百万円)	2025年度 (百万円)	増減率 (%)	概況	
合計	347,915	364,908	+4.9		
日本	131,029	138,002	+5.3	製薬・食品市場向けに液体クロマト分析システムや質量分析システムが増加。また、化学市場向けに液体クロマト分析システムやガスクロマト分析システムが増加。	
海外	216,886	226,906	+4.6	海外売上高比率は62.2%と0.1pt減少。	
主要地域	北米	39,026	42,290	+8.4	北米R&Dセンターで顧客と共同開発した質量分析システムが臨床検査市場で増加。また、マルチベンダーサービス事業を展開するZef Scientific, Inc.の業績も貢献。
	欧州	40,889	45,771	+11.9	官公庁・大学向けに液体クロマト分析システムや水質検査用途の質量分析システムが増加。また、化学市場向けでガスクロマト分析システムが増加。
	中国	67,779	67,274	▲0.7	民間市場の停滞により減少したが、製薬向け液体クロマト分析システムや質量分析システムは増加。また、政府の経済対策により大学市場向けの需要が増加。
	その他のアジア	47,889	51,724	+8.0	インドで製薬・食品市場向けに液体クロマト分析システムや質量分析システムが増加。

(注)マルチベンダーサービス事業:お客様が使用中の装置についての、製造元を問わず一社による一括したアフターサービス形態のこと

医用機器事業

売上高 737億9千4百万円 前年度比 1.7%増 

営業利益 48億7千1百万円 前年度比 14.3%増 

主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。

〈主要製品等〉

血管撮影システム、X線TVシステム、一般撮影システム、回診用システム、外科用X線TVシステム、PETシステム、近赤外光カメラシステム、放射線治療関係、医療情報システム

医用機器事業では、医療現場における患者負担の軽減や医療スタッフの業務効率向上に貢献するため、AI画像解析にIoT技術を融合した新製品を投入するとともに、内視鏡検査向けの新ソフトウェアを搭載したX線TVシステムの拡販に努めました。

これらの取り組みにより、血管撮影システムは日本での導入計画の見直しや医療予算削減の影響を受け減少しましたが、X線TVシステムやユーザビリティの向上を実現した一般撮影システムの新製品は海外を中心に増加しました。

地域別には、日本、欧州は減少したものの、その他のアジア地域が牽引し、全体では増加となりました。

この結果、当事業の売上高は737億9千4百万円(前年度比1.7%増)となり、営業利益はプロダクトミックスの良化等により48億7千1百万円(同14.3%増)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。

	2024年度 (百万円)	2025年度 (百万円)	増減率 (%)	概況	
合計	72,567	73,794	+1.7		
日本	33,957	33,638	▲0.9	血管撮影システムなど大型案件の導入計画の見直しが発生したことで減少。	
海外	38,609	40,155	+4.0	海外売上高比率は54.4%と1.2pt増加。	
主要地域	北米	12,134	12,222	+0.7	関税影響をうけて厳しい市況の中、ユーザビリティを向上させる新機能が評価されX線TVシステムが増加。
	欧州	4,113	3,938	▲4.2	一般撮影システムが新製品効果で増加するも、東欧を中心に医療予算削減の影響を受け、血管撮影システムやX線TVシステムが減少。
	中国	3,941	4,017	+1.9	政府が推進する経済対策の需要を捉え、X線TVシステムを中心に増加。
	その他のアジア	8,668	10,113	+16.7	操作性の高さや低被ばくかつ高画質な画像が評価され、血管撮影システムやX線TVシステム、一般撮影システムが増加。

13.2%

売上高
構成比



デジタル一般撮影システム
RADspeed Pro SR5 Version

産業機器事業

売上高	715億2千3百万円	前年度比 1.1%減	↓
営業利益	105億9千5百万円	前年度比 1.2%増	↑

主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。
 (主要製品等)
 ターボ分子ポンプ、油圧ギヤポンプ、コントロールバルブ、パワーパッケージ、工業炉、液送ポンプ、ガラスワインダ、動釣合試験機(バランスングマシン)、ヘリウムリークディテクタ、高速スパッタリングシステム、磁気探知機/磁力計、水中光無線装置、光格子時計

12.8%

売上高
構成比



ターボ分子ポンプ
TMP-X3405シリーズ



静音化設計ギヤポンプ
SERENADE SRP300

産業機器事業では、生成AI分野が牽引する先端半導体などの製造に貢献するため、ターボ分子ポンプの生産能力の拡大と、販売強化およびリカーリング事業の拡大を推進しました。これらの取り組みにより、ターボ分子ポンプが、半導体製造装置やコーティング装置向けで堅調に推移したことに加え、リカーリング事業も増加しました。

油圧機器では、油圧ユニットが産業車両向けで減少しましたが、省力化需要の増加により特装車車両向けで増加しました。

地域別には、海外は欧州、中国およびその他のアジア地域の成長により増加したものの、日本が減少し、全体では減少となりました。

この結果、当事業の売上高は715億2千3百万円(前年度比1.1%減)、営業利益はリカーリング事業の伸長に伴う採算性の改善等により105億9千5百万円(同1.2%増)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。

		2024年度 (百万円)	2025年度 (百万円)	増減率 (%)	概況
合計		72,335	71,523	▲1.1	
日本		31,472	28,499	▲9.4	油圧機器は特装車車両向け油圧ユニットの需要が伸長し増加したものの、車載用セラミックス製造向け工業炉が減少。
海外		40,863	43,024	+5.3	海外売上高比率は60.2%と3.7pt増加。
主要 地域	北米	8,797	8,241	▲6.3	半導体製造装置向けターボ分子ポンプは増加したものの、油圧機器が産業車両の市況回復遅れにより減少。
	欧州	4,225	4,622	+9.4	半導体製造装置向けターボ分子ポンプが増加。
	中国	19,560	20,276	+3.7	半導体製造装置向けおよびコーティング装置向けターボ分子ポンプや電子基板用ガラス繊維向けのガラスワインダが増加。
	その他の アジア	8,123	9,525	+17.3	台湾・韓国でターボ分子ポンプのリカーリング事業が増加。

航空機器事業

売上高 433億7千1百万円 前年度比 12.2%増 

営業利益 82億2千万円 前年度比 35.5%増 

主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。
 〈主要製品等〉
 フライトコントロールシステム、エアマネジメントシステム、コックピットディスプレイシステム、エンジン補機

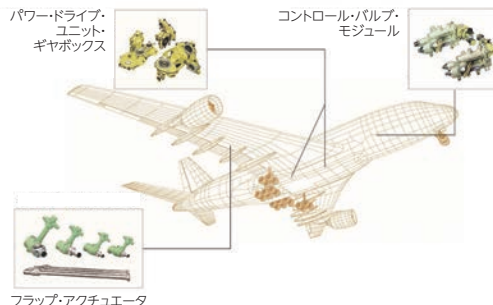
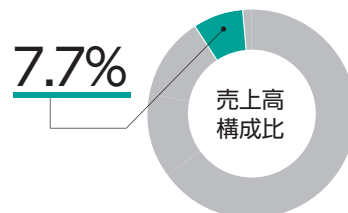
航空機器事業は、防衛や民間航空機向けに搭載品需要が拡大し、堅調に推移しました。

日本では政府の防衛力強化方針に伴い防衛分野向けが大きく増加しました。海外では、為替の影響を受けて売上は減少しましたが、航空旅客需要の増加に伴い、民間航空機分野で、機体製造会社向け搭載品や、航空会社向け補用部品の需要が拡大しました。

この結果、当事業の売上高は433億7千1百万円(前年度比12.2%増)、営業利益は売上高の増加や採算性の改善により、82億2千万円(同35.5%増)となりました。

なお、売上高についての各主要地域別の状況は下記のとおりです。

	2024年度 (百万円)	2025年度 (百万円)	増減率 (%)	概況
合計	38,662	43,371	+12.2	
日本	30,544	35,315	+15.6	防衛分野で政府の防衛力強化方針に伴い航空機用搭載品が増加。
海外	8,117	8,056	▲0.8	海外売上高比率は18.6%と2.4pt減少。
主要地域 北米	7,415	7,298	▲1.6	民間航空機向け搭載品や航空会社向け補用部品の需要が拡大したものの、為替影響により売上は減少。



その他の事業

売上高

71億3千万円

前年度比
5.8%減



営業利益

11億8千万円

前年度比
87.2%増



主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。

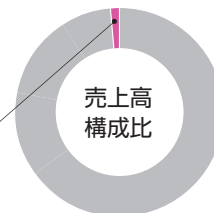
〈主要製品等〉

不動産賃貸、不動産管理、建設舗床業、物流管理システム、梱包材料 等

当事業の売上高は71億3千万円(前年度比5.8%減)となり、
営業利益は11億8千万円(同87.2%増)となりました。

1.3%

売上高
構成比



[2] 設備投資の状況

研究開発の充実、生産能力の拡大や生産の効率化等のための設備投資を行い、ソフトウェアを含む当連結会計年度中における設備投資額は221億1千7百万円となりました。

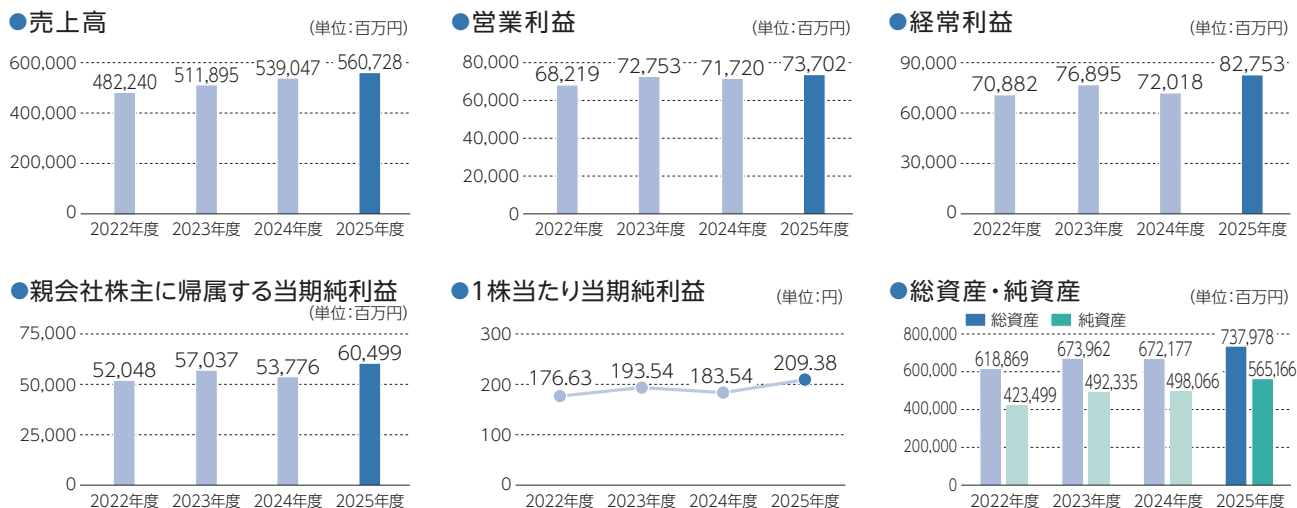
[3] 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債および新株式の発行による資金調達はしていません。

[4] 財産および損益の状況の推移

区分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	482,240	511,895	539,047	560,728
営業利益	(百万円)	68,219	72,753	71,720	73,702
経常利益	(百万円)	70,882	76,895	72,018	82,753
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	52,048	57,037	53,776	60,499
1株当たり当期純利益	(円)	176.63	193.54	183.54	209.38
総資産	(百万円)	618,869	673,962	672,177	737,978
純資産	(百万円)	423,499	492,335	498,066	565,166

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数等を控除した株式数)により算出しております。



[5] 対処すべき課題

2026年度の世界情勢は、地政学的リスクの高まりや経済安全保障を背景としたサプライチェーンの変化、国際秩序の混乱、インフレの進行などにより、先行き不透明な状況が続くと予想されます。また、継続する少子高齢化問題、健康志向の高まり、気候変動対策や、急速に進化するAIの利活用に加え、人権問題への対応も重要な課題と認識しています。

当社はこれらの課題を事業機会と捉え、「プラネタリーヘルス(人と地球の健康)の追求」を経営ビジョンに掲げ、培ってきた技術を基にトータルソリューション提供企業としての成長を目指します。社会価値創生領域として、ヘルスケア、グリーン、マテリアル、インダストリーの4つの領域に注力し、お客様への価値創生力を進化させ続け、収益力の持続的向上を図ります。

特に、進化するAIを企業活動と製品およびシステムに取り込み、企業変革を通じてお客様への提供価値を高め、世界のパートナーと共に社会課題を解決するイノベティブカンパニーとして、サステナブルな社会の共創に貢献します。

具体的には、以下の取り組みを推進します。

1) 4つの社会価値創生領域における各事業の取り組み

①ヘルスケア領域

ライフサイエンス分野では、低分子医薬品、バイオ医薬品市場および食品市場を中心に、液体クロマトグラフ(LC)や質量分析システム(MS)を重点機種と位置付け、AIとロボティクスによる分析プロセスの革新を提案し、お客様の業務効率化・省力化に貢献するとともに、製造工程の分離分析ニーズへも事業領域を広げていきます。

メドテック分野の臨床MS事業では、分析の安定化と迅速化、対応試薬の拡充、前処理機能の強化を進め、お客様へトータルソリューションを提供します。感染症検査事業では、微生物同定MALDIの展開と、試薬と培地の拡充を通じて診断の迅速化と検査対象拡大に貢献します。医用機器事業では、引き続き医療現場における患者負担の軽減や医療スタッフの業務効率向上に貢献するため、AI画像解析とIoT技術を融合した新製品投入とアフターサービスの強化を進めます。

②グリーン領域

地球の健康とカーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みを継続します。人体への影響から世界で問題となっている有機フッ素化合物(PFAS)規制への対応や、各国で進む水素やアンモニアなどの新エネルギー開発、温室効果ガス(GHG)低減への貢献を目指し、LCMSやガスクロマトグラフ(GC)などの分析装置に、前処理や自動化装置を組み合わせた用途別専用システムを開発投入し、幅広いニーズへの対応を進めていきます。

③マテリアル領域

新素材や高機能材料の開発とサーキュラーエコノミー実現に向けて必要とされる計測機器事業を強化します。特に、電池・半導体・樹脂や金属などの各種材料分野で進む新素材や高機能材料の開発に必要な最先端計測の、高機能・高性能化を進めます。加えて、自動化装置やインフォマティクスを活用した複合計測・解析も組み合わせ、付加価値の高いソリューションを提供します。また、走査電子顕微鏡を加えた表面観察事業を拡大し、ナノ領域の表面観察分野における高付加価値ソリューションの提供にも力を入れます。

④インダストリー領域

AIおよびデータセンターの発展を背景に成長が見込まれる半導体市場に対し、ターボ分子ポンプ(TMP)事業を通じ、世界の製造装置需要に対応するとともに、TMPの顧客基盤・サービス網を活用して、当社の保有する純水・ガス・表面分析・材料計測システムを展開します。特に、電子顕微鏡や非破壊検査装置を活用して、半導体製造プロセスにおける不良解析での貢献を目指します。

航空機器事業では、防衛および民間航空機市場での将来需要を予測しながら、中長期的に成長と収益を確保できる事業体制の確立を進めます。

2)リカーリングビジネスの拡大

アフターサービスと、試薬・カラムなどの消耗品の両輪で、リカーリングビジネスの拡大に取り組みます。特に、顧客の開発から製造までのワークフロー全体に密着し、自社開発・協業による商材拡充、マルチベンダーサービスの拡大、AI・IoTを活用した保守事業の高度化、Labの設計・運用から移設までの全てをカバーするLabTotal事業を展開し、製品のライフタイム全体での提供価値最大化を図ります。

3)海外事業の拡大

海外全地域で事業展開を強化・拡大し、世界のお客様ニーズに貢献します。

特に、

- ①北米ではR&Dセンターを核に最先端市場の顧客との関係を深化させ、バイオ医薬、臨床、環境規制市場でのエコシステム提案により事業拡大を図ります。
- ②インドでは新工場建設を含むMake in India政策への対応を進め、製薬・受託分析に加え、次世代モビリティ、電池、環境市場への貢献を強化します。
- ③中国では国産優遇政策に対応する機種を拡充し、事業の維持拡大を図ります。
- ④欧州では臨床MSセンターを活用した臨床ビジネスと環境分野への貢献に取り組みます。

4) 経営基盤の強化

AIを活用した経営基盤の強化を図り、お客様への提供価値を高めます。

- ① AI活用による研究開発の迅速化、アジャイル開発の拡大、グローバル拠点を活用した共同研究を推進します。
- ② 戦略的成長投資とAIによる業務効率化・意思決定の高速化を進め、ROICを指標とした資本効率向上を図ります。
- ③ 自社開発に加え、「SHIMADZUみらい共創チャレンジ」やCVC「Shimadzu Future Innovation Fund」を通じた新事業創出を継続します。
- ④ 多様性を生かし、世界各地で活躍する人財の育成に向けて、次世代リーダー育成を含む人財育成プログラムを充実させます。

株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[6] 重要な子会社等の状況

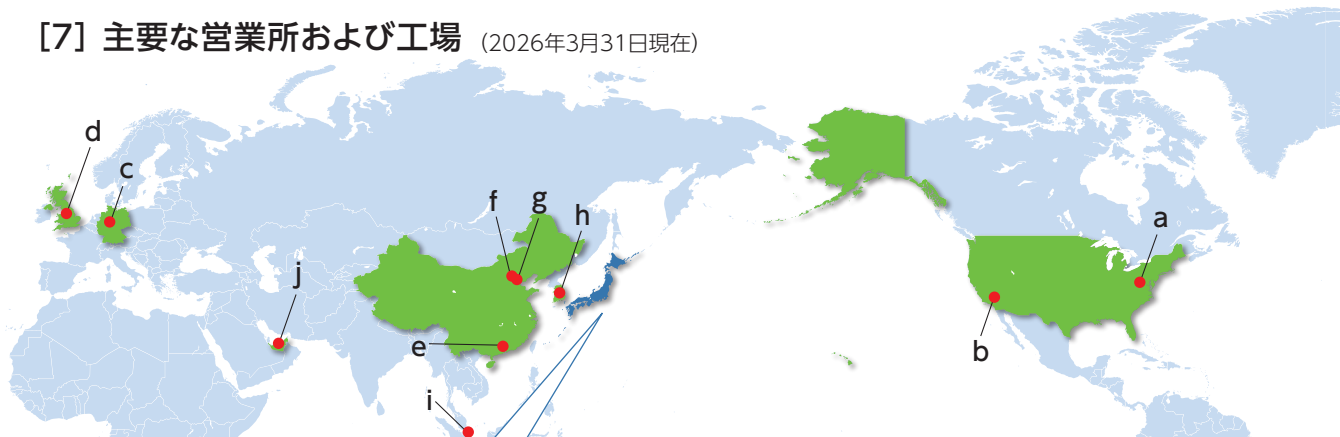
重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
島津サイエンス株式会社	75百万円	100.0%	計測機器、試験検査機器等の販売
株式会社島津アクセス	55百万円	100.0%	計測機器、試験検査機器等の据付修理等のサービス業務
島津ダイアグノスティクス株式会社	490百万円	100.0%	臨床検査用試薬類、培地、微生物検査システムの開発、製造、販売
株式会社島津テクノリサーチ	80百万円	100.0%	分析、測定、試験検査業務
株式会社島津理化	30百万円	100.0%	教育用機器および理化学機器の製造、販売
島津システムソリューションズ株式会社	490百万円	100.0%	各種計器の開発、製造、販売および計装技術サービス業務
島津メディカルシステムズ株式会社	115百万円	100.0%	医用機器の販売および据付修理等のサービス業務
島津産機システムズ株式会社	100百万円	100.0%	産業機器、計測機器の製造、販売および産業機器の据付修理等のサービス業務
Shimadzu Scientific Instruments, Inc. (アメリカ)	10,500千米ドル	100.0%	計測機器の開発、販売
Shimadzu Precision Instruments, Inc. (アメリカ)	10,200千米ドル	100.0%	航空機用装備品の購入、製造、販売および医用機器、産業機器の販売
Shimadzu Europa GmbH (ドイツ)	15,594千ユーロ	100.0%	欧州地域販売子会社の統括、計測機器の開発、販売および医用機器の販売
Kratos Group Plc. (イギリス)	26,750千スターリングポンド	100.0%	計測機器の開発、製造、販売
島津(香港)有限公司 (中国)	3,000千香港ドル	100.0%	計測機器、医用機器および産業機器の販売
島津企業管理(中国)有限公司 (中国)	8,000千米ドル	100.0%	計測機器の開発、販売、医用機器および産業機器の販売
天津島津液圧有限公司 (中国)	194,341千人民元	100.0%	産業機器の製造、販売
Shimadzu Scientific Korea Corporation (韓国)	8,400百万ウォン	100.0%	計測機器の製造、販売
Shimadzu (Asia Pacific) Pte. Ltd. (シンガポール)	3,150千シンガポールドル	100.0%	アジア・オセアニア地域販売子会社の統括、計測機器の開発、販売および医用機器の販売
Shimadzu Middle East & Africa FZE (アラブ首長国連邦)	4,000千ディルハム	100.0%	計測機器の製造、販売および医用機器の販売
Shimadzu Latin America S.A. (ウルグアイ)	1,500千米ドル	100.0%	計測機器および医用機器の販売

- (注) 1. 重要な子会社(19社)を記載しました。
 2. 出資比率は、間接所有によるものを含みます。
 3. 2025年4月1日付で、島津サイエンス東日本株式会社は島津サイエンス西日本株式会社を吸収合併し、島津サイエンス株式会社に商号変更しました。
 4. 当社は2025年12月25日開催の取締役会において、Tescan Group a.s. (以下Tescan社)の全株式を間接的に保有する特別目的会社であるGlass HoldCo s.r.o.の全株式を取得し、Tescan社を完全子会社化することを決定しました。

上記の重要な子会社19社を含む当連結会計年度の連結子会社は、前年度比4社減の77社です。

[7] 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)



当社の主要な営業所および工場

本 社	京都市中京区西ノ京桑原町1番地
支 社	東京、関西(大阪市)
支 店	京都、九州(福岡市)、名古屋、横浜、 北関東(さいたま市)、神戸、つくば、広島、 東北(仙台市)、札幌、四国(高松市)、静岡
工 場 事業所	三条、紫野(いずれも京都市)、厚木、秦野、瀬田(大津市)、 Shimadzu Logistics Center Kyoto(向日市)
研 究 所 研究施設	基盤技術研究所(京都府相楽郡精華町、京都市)、 田中耕一記念質量分析研究所(京都市)、 ヘルスケアR&Dセンター(京都市)、 Shimadzuみらい共創ラボ(京都府相楽郡精華町)、 Shimadzu Tokyo Innovation Plaza(川崎市)

子会社の主要な営業所および工場(国内)

島津サイエンス株式会社	本社(東京都台東区)
株式会社島津アクセス	本社(東京都台東区)
島津ダイアグノスティクス株式会社	本社(東京都台東区)
株式会社島津テクノロジー	本社(京都府京都市)
株式会社島津理化	本社(東京都千代田区)
島津システムソリューションズ株式会社	本社(京都府京都市)
島津メディカルシステムズ株式会社	本社(大阪府大阪市)
島津産機システムズ株式会社	本社工場(滋賀県大津市)

子会社の主要な営業所および工場(海外)

a. Shimadzu Scientific Instruments, Inc.	本社(アメリカ)
b. Shimadzu Precision Instruments, Inc.	本社(アメリカ)
c. Shimadzu Europa GmbH	本社(ドイツ)
d. Kratos Group Plc.	本社工場(イギリス)
e. 島津(香港)有限公司	本社(中国)
f. 島津企業管理(中国)有限公司	本社(中国)
g. 天津島津液圧有限公司	本社工場(中国)
h. Shimadzu Scientific Korea Corporation	本社(韓国)
i. Shimadzu (Asia Pacific) Pte. Ltd.	本社(シンガポール)
j. Shimadzu Middle East & Africa FZE	本社(アラブ首長国連邦)
k. Shimadzu Latin America S.A.	本社(ウルグアイ)

[8] 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業区分						従業員数(人)
計	測	機	器	事	業	8,995
医	用	機	器	事	業	1,982
産	業	機	器	事	業	1,282
航	空	機	器	事	業	356
そ	の	他	の	事	業	932
全	社	(共	通)	1,102
合 計						14,649

- (注) 1. 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業可能人員数です。従業員数は前年度末に比べて168人増加しております。
2. 上記のうち当社の従業員数は3,779人(前期末比92人増)です。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- [1] 発行可能株式総数 800,000,000株
- [2] 発行済株式の総数 296,070,227株
- [3] 株主数 38,712名 (前期末比1,460名増)

[4] 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37,456	12.96
明治安田生命保険相互会社	20,742	7.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,879	4.46
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	9,195	3.18
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	8,910	3.08
全国共済農業協同組合連合会	7,749	2.68
株式会社三菱UFJ銀行	7,672	2.65
GOVERNMENT OF NORWAY	5,760	1.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,378	1.86
株式会社京都銀行	4,922	1.70

(注) 1. 当社は、自己株式を7,061,106株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

[5] 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	10,715株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容は45～47頁に記載の「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」をご参照ください。
2. 上記には、2025年6月26日付で退任した取締役1名の分を含んでいます。

[6] その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月29日開催の第154期定時株主総会および2024年6月26日開催の第161期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役および非居住者を除く)および当社の役付執行役員(非居住者を除く)を対象とする株式報酬制度の導入および一部改定を決議し、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託と称される仕組みを採用しています。

なお、2026年3月31日現在において、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式は、68,896株です。

(ご参考)

政策保有株式について

[1] 純投資目的以外で当社が保有する株式

2026年3月31日現在において、純投資目的以外で当社が保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額の合計額は以下のとおりです。

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
非上場株式	27	1,646
非上場株式以外の株式	18	12,600

(注)上記の他に、みなし保有株式として6銘柄、32,540百万円保有しており、これを合わせた保有規模は、連結総資産の6.3%、連結純資産の8.3%です。

[2] 政策保有に関する方針

当社は、経営戦略の観点から、中長期的に当社の企業価値の向上につながると判断する株式を保有します。取締役会は、毎年、政策保有株式の保有規模が不適切でないかを確認したうえで、個別の株式についても保有目的に照らして適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを確認することで、保有の適否を検証します。保有方針に適合しない株式は縮減を図ります。

[3] 議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、すべての議案に対し、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで議決権を行使します。議決権行使の適切な対応を確保するために、剰余金処分、取締役・監査役選任や買収防衛策など議案毎に設けた判断基準に基づいて議案内容を確認し、社会的な不祥事など重大な懸念事項が生じている場合には、慎重に賛否を検討します。

3 会社役員に関する事項

[1] 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役	上 田 輝 久	明治安田生命保険相互会社 社外取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
代表取締役	山 本 靖 則	
取締役	渡 邊 明	
取締役 (非常勤)	花 井 陳 雄	株式会社ペルセウスプロテオミクス 社外取締役 ノイルイミュン・バイオテック株式会社 社外取締役
取締役 (非常勤)	中 西 義 之	株式会社日本製鋼所 社外取締役 株式会社IHI 社外取締役
取締役 (非常勤)	濱 田 奈 巳	マイル・ハイ・キャピタル株式会社 共同創業者マネージング・ディレクター コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) メットライフ生命保険株式会社 社外取締役(監査委員、指名委員、報酬委員)
取締役 (非常勤)	北 野 美 英	SynFiny Advisors パートナー
監査役 (常勤)	小 谷 崎 眞	
監査役 (常勤)	山 田 洋 一	
監査役 (非常勤)	西 本 強	日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エニグモ 社外取締役(監査等委員) 株式会社ブロードリーフ 社外監査役
監査役 (非常勤)	林 由 佳	林公認会計士事務所 代表 株式会社林企業経営研究所 代表取締役副社長 ハリマ化成グループ株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役花井陳雄、中西義之、濱田奈巳および北野美英の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、各取締役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および26頁に記載の当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は花井陳雄、中西義之、濱田奈巳および北野美英の各氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役西本強および林由佳の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。なお、両監査役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および26頁に記載の当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役林由佳氏は、公認会計士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役濱田奈巳氏はマイル・ハイ・キャピタル株式会社の共同創業者マネージング・ディレクター、取締役北野美英氏はSynFiny Advisorsのパートナー、監査役西本強氏は日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士、および監査役林由佳氏は林公認会計士事務所の代表かつ株式会社林企業経営研究所の代表取締役副社長ですが、当事業年度において、当社と各兼職先との間に取引関係はありません。

5. 社外役員その他の重要な兼職先と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。なお、監査役西本強氏は、2026年4月27日付けで株式会社エニグモの社外取締役(監査等委員)を退任しております。

6. 当期中の取締役および監査役の異動は以下のとおりです。

(1) 2025年6月26日新たに就任

監査役 山田 洋一

(2) 2025年6月26日任期満了により退任

取締役 丸山 秀三

常任監査役 藤井 浩之

7. 当社では、適正なコーポレートガバナンスのもとで、的確・迅速な経営業務の執行を行う体制を強化するため、業務執行役員制度を導入しています。

なお、2026年4月1日現在の業務執行役員の体制はつぎのとおりとなっております。

(※印は取締役です)

地 位	氏 名	担 当
会 長	上 田 輝 久 ※	取締役会議長
社 長	山 本 靖 則 ※	CEO
専務執行役員	渡 邊 明 ※	CRO、環境経営(GX)担当、コーポレートトランスフォーメーション(CX)担当
専務執行役員	青 山 功 基	島津(香港)有限公司社長
専務執行役員	青 山 恵 則	CHRO、総務・内部統制担当、リスクマネジメント副担当
常務執行役員	梶 谷 良 野	法務・ダイバーシティ経営担当、健康経営担当
常務執行役員	的 場 俊 英	営業担当、営業本部長 兼 東京支社長
常務執行役員	富 田 眞 巳	分析計測事業部長
常務執行役員	園 木 清 人	医用機器事業部長
常務執行役員	前 田 愛 明	経営戦略・コーポレート・コミュニケーション担当、標準化戦略(CSO)担当、 メディカル規制担当
常務執行役員	西 本 尚 弘	CTO
常務執行役員	荒 金 功 明	CFO
常務執行役員	山 本 晋	製造・CS 担当、DX・IT 戦略担当、製造本部長
常務執行役員	桜 町 道 雄	経営戦略副担当、営業副担当
上席執行役員	田 中 雅 彦	産業機械事業部長、フルイデイクス事業部長
上席執行役員	石 井 岳	航空機器事業部長
執行役員	岡 崎 直 美	分析計測事業部 副事業部長(リカーリング担当) 兼 リカーリング事業統括部長
執行役員	田 島 涉	営業本部 副本部長 兼 グローバル営業ユニット長
執行役員	森 本 茂 樹	営業本部 副本部長 兼 営業推進ユニット長
執行役員	平 尾 好 章	Shimadzu Europa GmbH(ドイツ)社長
執行役員	井 上 武 明	分析計測事業部 副事業部長(品証担当)
執行役員	鈴 木 和 也	医用機器事業部 副事業部長(営業・マーケティング・サービス担当) 兼 グローバルマーケティング部長
執行役員	Palanisamy Prem Anand	Shimadzu (Asia Pacific) Pte. Ltd.(シンガポール)社長
執行役員	井 原 薫	人事部長
執行役員	阪 本 学	Shimadzu India Pvt. Ltd.(インド)社長
執行役員	河 野 俊 幸	基盤技術研究所長
執行役員	大 久 保 昭	DX・IT 戦略統括部長
執行役員	宮 内 泰 雄	Shimadzu Europa GmbH(ドイツ)副社長
執行役員	宮 川 治 彦	分析計測事業部 副事業部長(技術担当) 兼 技術部長
執行役員	井 上 隆 志	分析計測事業部 副事業部長(グローバル・イノベーション担当) 兼 Shimadzu Scientific Instruments, Inc.(アメリカ)副社長
執行役員	Patrick G. Fromal	Shimadzu Scientific Instruments, Inc.(アメリカ)社長
執行役員	藤 井 良 一	産業機械事業部 副事業部長(サービス事業担当)

[2] 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役花井陳雄、中西義之、濱田奈巳および北野美英の各氏ならびに監査役西本強および林由佳の両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該社外役員がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

[3] 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害が填補されることとしております。当該保険契約の概要等は以下のとおりです。

1) 被保険者の範囲

当社取締役、監査役、業務執行役員、重要な使用人

2) 保険契約の内容の概要

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は原則として当社が負担しておりますが、株主代表訴訟担保特約部分の保険料については取締役および監査役が負担しております。

② 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

③ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

[4] 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員報酬規定にて、取締役、監査役および役付執行役員（以下「役員」という）の報酬の決定手続き、報酬の体系などを定めます。その具体内容は下記のとおりであり、当社は、「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」として、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決議の上、定めます。

1. 報酬額の決定プロセス

1) 取締役および役付執行役員の報酬額

株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会の決議により授権された指名・報酬委員会で決議し、その結果を取締役に報告します。なお、指名・報酬委員会は、代表取締役および社外取締役で

構成し、委員の過半数を独立社外取締役とし、原則として議長を独立社外取締役とすることで、指名・報酬に関する独立性・客観性を高めます。

2) 監査役の報酬額

監査役の協議で決定します。

2. 当社の役員の報酬体系および報酬制度の概要

1) 取締役(社外取締役を除く)および役付執行役員(以下「取締役等」という)

① 取締役等の報酬体系

各事業年度における業績の拡大ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて経営を行う取締役等の職責を考慮し、金銭報酬としての「基本報酬」、業績に応じて変動する「短期業績連動報酬」、および非金銭報酬としての「株式報酬」で構成します。

② 報酬の割合

取締役等の報酬体系が中長期的な企業価値向上のための適切かつ実効的なインセンティブとして機能するよう、基本報酬は報酬全体の6割を目安とします。

③ 各報酬の決定に関する方針

・基本報酬

優秀な人材の確保・採用が可能な水準であると同時に、客観的な情報に基づいて判断すべきとの観点から、外部専門機関の調査に基づく同輩企業(時価総額、同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の水準を重要な参考指標とし、取締役等の地位や役割に応じて決定し、月例報酬として支給します。

・短期業績連動報酬

連結売上高・営業利益の前年度に対する成長率や業務執行役員の担当部門別の業績評価、個人評価を総合的に勘案して決定し、事業年度に在任した取締役等に対して、事業年度終了後3ヶ月以内に年1回支給します。

・株式報酬

株主との価値の共有を図り、業績の拡大ならびに企業価値の向上へのインセンティブを高めることを目的とした報酬制度であり、「短期業績連動部分」と「中長期業績連動部分」で構成します。

「短期業績連動部分」

短期業績連動報酬の一部を株式として割り当てるものであり、国内在住の取締役等に対し、毎年一定の時期に譲渡制限付き株式を交付し、取締役等の退任時に当該株式の譲渡制限を解除します。株式の支給割合は、指名・報酬委員会で都度決定します。

「中長期業績連動部分」

国内在住の取締役等に対して、中期経営計画の最終年度に、業績目標の達成度に応じて役位別に付与される株式数を決定し、原則として、中期経営計画の対象期間終了後に株式を交付します。また、業績達成度を評価する指標は連結売上高および連結営業利益とし、目標値の達成度に応じて50～200%の範囲で変動します。なお、

取締役等の職務や社内規定への重大な違反があった場合には、交付予定株式の受益権の喪失や交付した株式等相当の金銭の返還請求を行うことができます。

2) 社外取締役

基本報酬のみとし、社外取締役に期待する役割ならびにその職責に見合う報酬水準を勘案の上、決定します。

3) 監査役

基本報酬のみとし、その職責に見合う報酬水準を勘案の上、決定します。

当社は、上記を「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」として、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決議の上、定めます。

[5] 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

決議年月日	決議内容	当該株主総会の決議日における員数
2007年6月28日 定時株主総会	取締役の報酬額を年額8億円以内とすることおよび監査役の報酬額を年額8,000万円以内とすること	取締役12名 監査役4名
2024年6月26日 定時株主総会	取締役等に対する株式報酬の限度額を3年ごとに8.3億円、限度株数を3年ごとに41.5万株とすること	取締役4名 役員執行役員8名

[6] 取締役等の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役等の報酬額については、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内で、取締役会の決議により授権された指名・報酬委員会で決議しています。

権限を委任している理由として、当社は、取締役会のもとにその決議・諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とし、原則として議長を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬に関する独立性・客観性を高めるためです。

上記のとおり、取締役等の報酬額については、指名・報酬委員会で決議し、その結果を取締役会に報告する措置を講じています。

これらの手続きを経て取締役等の報酬額が決定されていることから、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、指名・報酬委員会は、代表取締役および社外取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役とし、原則として議長を独立社外取締役としていますが、当事業年度における指名・報酬委員会の体制は下記のとおりです。

花井 陳雄 (社外取締役) 指名・報酬委員長
 中西 義之 (社外取締役)
 濱田 奈巳 (社外取締役)
 北野 美英 (社外取締役)
 上田 輝久 (代表取締役 会長)
 山本 靖則 (代表取締役 社長)

[7] 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	金銭報酬		株式報酬		合計 (百万円)	
		固定報酬	業績連動報酬				
		基本報酬	短期業績 連動報酬	短期業績 連動部分	中長期業績 連動部分		
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	費用計上額 (百万円)		
取締役 (社外取締役を除く)	4	163	119	13	12	308	
監査役 (社外監査役を除く)	3	52	—	—	—	52	
社外取締役	4	59	—	—	—	59	
社外監査役	2	24	—	—	—	24	
合計	13	299	119	13	12	443	

- (注) 1. 上記には、2025年6月26日付で退任した取締役(社外取締役を除く)1名および監査役(社外監査役を除く)1名の分が含まれています。
2. 短期業績連動報酬および株式報酬(短期業績連動部分)については、決算確定後の指名・報酬委員会において報酬額を決定するため、見込み額を記載しています。
3. 株式報酬(中長期業績連動部分)は、中期経営計画の最終年度の業績目標の達成度に応じて、3年ごとに株式を交付する業績連動報酬かつ非金銭報酬制度ですが、制度運用上、1年ごとに費用計上する必要があります。上記の当該報酬は、当事業年度において取締役(社外取締役を除く)に対して付与が見込まれるポイント数に信託が当社株式を取得した際の時価を乗じた費用計上額を記載していますが、実際の株式の交付は中期経営計画終了後となります。
4. 使用人兼務役員の使用人給与については、該当事項がないため記載していません。

[8] 業績連動報酬等に関する事項

1) 短期業績連動報酬

「短期業績連動報酬」に係る指標は、連結売上高および連結営業利益の前年度に対する成長率や役付執行役員の担当部門別の業績評価、個人評価としています。このうち、前年度に対する成長率は、連結売上高は4.0%の増加、連結営業利益は2.8%の増加となりました。

当該指標を選択した理由は、業績結果の責任を明確にし、かつ個人の成果を報酬に反映させることで、単年度の業績達成を目指すためです。

また、個別の報酬額については、指名・報酬委員会で決議しています。なお、報酬額の算定にあたっては、連結売上高および連結営業利益の前年度に対する成長率を算定のベースとした業績評価月数と、役付執行役員ごとの委嘱業務に応じてウェイトを設定している担当部門別の業績評価および個人評価を算定のベースとした個人目標評価月数などを用いて算出しています。

2) 株式報酬

株主との価値の共有を図り、業績の拡大ならびに企業価値の向上へのインセンティブを高めることを目的とした報酬制度であり、「短期業績連動部分」と「中長期業績連動部分」で構成します。対象期間ごとに本信託が取得し、本信託により取締役等に交付等が行われる当社株式の総数は、中長期業績連動部分および短期業績連動部分の両方を合わせて、415千株を上限とします。

・「短期業績連動部分」

毎年所定の時期に取締役等に対し、連結売上高・営業利益の前年度に対する成長率や業務執行役員の担当部門別の業績評価、個人評価を総合的に勘案して決定される短期業績連動報酬の一部を原資として、当社株式の交付が行われます。交付された株式には、譲渡制限が付され、原則として、取締役等が退任時に譲渡制限が解除されます。なお、短期業績連動報酬から株式報酬としての短期業績連動部分に割り当てる支給割合は指名・報酬委員会で都度決定します。

ただし、「短期業績連動報酬」が一定の支給基準を満たさない場合は、株式交付が行われないことがあります。

なお、当該指標、指標を選定した理由、その実績については1)短期業績連動報酬に記載のとおりです。

・「中長期業績連動部分」

「中長期業績連動部分」に係る指標および目標値は、2023-2025中期経営計画の最終事業年度の連結売上高5,500億円、連結営業利益800億円としています。当事業年度の連結売上高は5,607億円、連結営業利益は737億円となりました。

当該指標を選定した理由は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等による当社の中長期的な業績の向上達成意欲と株式価値の増大への貢献意識を高め、株主との目線を合わせるためです。

また、報酬として個別に付与される株式数については、中期経営計画の期間に対応した連続する3事業年度の対象期間終了後に、指名・報酬委員会で決議しています。なお、株式数の算定にあたっては、中期経営計画の対象期間3年目の終了時点で、基本ポイントの3年間分の合計に、中期経営計画の最終事業年度における目標値に対する連結売上高と連結営業利益の達成率から算出した業績連動係数を掛け合わせて算定しています。

[9] 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	主な発言状況および期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	花井 陳雄	取締役会 13回中13回	<p>日本を代表する製薬企業のトップとしての豊富な経営経験と、国内外の医薬品業界ならびに研究開発に関するグローバルな知見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の議長として、後継者計画、社長CEOを含む役員を選解任および役員報酬に関する審議や決議をリードするとともに、積極的な議題提言等を通じて、透明性と公正性を高めていただいております。</p>
取締役	中西 義之	取締役会 13回中13回	<p>世界的な化学品企業トップとしての豊富な経験と、国内外の化学品業界ならびに経営戦略、製造、営業等に関してグローバルな知見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、後継者計画、社長CEOを含む役員を選解任および役員報酬についての審議や決議時の積極的な発言を通じて、透明性と公正性を高めていただいております。</p>
取締役	濱田 奈巳	取締役会 13回中13回	<p>ファイナンスに関するコンサルティング会社を経営するなど財務および経営に関する豊富な知見、外資系証券会社の日本法人の会社経営者としての豊富な経験および人材育成やグローバルな知見から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、後継者計画、社長CEOを含む役員を選解任および役員報酬についての審議や決議時の積極的な発言を通じて、透明性と公正性を高めていただいております。</p>
取締役	北野 美英	取締役会 13回中13回	<p>外資系消費財企業と外資系製薬企業における豊富な海外事業経験に加えて、調達などのサプライチェーン、人材育成・ダイバーシティ、CSR等に関する高い見識と実績から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言をいただいています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、後継者計画、社長CEOを含む役員を選解任および役員報酬についての審議や決議時の積極的な発言を通じて、透明性と公正性を高めていただいております。</p>
監査役	西本 強	取締役会 13回中13回 監査役会 17回中17回	<p>弁護士としての高い専門的知見と豊かな経験に基づき、取締役会等において積極的に意見をいただいています。</p> <p>また、内部統制部門・グループ会社等から情報収集を行い、国内外関係会社を含めた内部統制システムの整備状況、M&A実施に関するご指摘などを通じて、当社グループのガバナンス向上に貢献いただいております。</p>
監査役	林 由佳	取締役会 13回中13回 監査役会 17回中17回	<p>公認会計士としての豊かな経験と見識に基づき、取締役会等において積極的に意見をいただいています。</p> <p>また、内部統制部門・グループ会社等から情報収集を行い、当社グループの会計的見地からのご指摘などを通じて、当社グループのガバナンス向上、会計の健全性確保に貢献いただいております。</p>

4 会計監査人に関する事項

[1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

[2] 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|--------|
| 1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務(監査業務)に係る報酬等の額 | 106百万円 |
| 2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 110百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手するとともに報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。

[3] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した時は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる時は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項

[1] 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制は企業として経営戦略や事業目的等を達成していくための組織運営上の重要な仕組みである。当社では内部統制を企業倫理・コンプライアンスを含めリスクマネジメントと一体となって機能させ、また、その有効性を適宜検証し、常に事業環境の変化を捉え、過去の考え方や方法にとらわれることのない内部統制体制へと改善し、強化を図る。

かかる認識のもと、当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社およびグループ会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、当社の内部統制体制を以下のとおり整備する。

- 1) 当社の取締役の職務執行上の重要な決定に関する記録その他経営上重要な情報、ならびに法令により保存が義務付けられる文書は、関連規程に従って保存する。

当社は、経営の透明性を高めるための情報伝達を重視し、当社およびグループ会社の情報が正確かつ迅速に伝達されるための体制を整備する。違反行為等が発生した場合は、当社およびグループ会社でその内容と処分等を速やかに共有し、類似行為の発生抑止に努める。また、広報・IR活動やホームページの利用等により、適宜適切な对外情報発信・開示を行うとともに、個人情報の保護や秘密情報の厳正な管理を行う。

- 2) 「島津グループリスクマネジメント基本規程」に従って、社長を議長とする「リスク・倫理会議」にてリスクマネジメント活動上の重要な事項を審議するとともに、リスクマネジメント担当業務執行役員のもとで、当社事業部門、機能別部門およびグループ会社がリスクの識別・評価と管理の状況を的確に把握し、グループ全体としてリスクの低減と発生時対応の体制を強化する。危機発生時には、「緊急事態対応基本ガイドライン」に従って、事態の把握と情報の伝達・管理を行い、適切な指揮命令を行う危機管理体制を整備する。特に、事業継続の観点から、災害や情報セキュリティのリスクによる重大な損害の発生防止と損害の最小化に取り組む。
- 3) 当社は、当社およびグループ会社の業務執行を適正かつ効率的に行うための体制として、次のような経営体制をとる。すなわち、経営方針、および業務執行上の重要な事項の決定を行う意思決定機関として、また、株主総会で選任される取締役ならびに取締役会で選任される業務執行役員の職務執行を監視・監督する機関として取締役会を置く。加えて、社外取締役を置くことで、適正な業務執行に関する監視・監督機能の強化を図ると共に、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役等の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、透明性を高める。

会長を議長とする取締役会による意思決定のもと業務執行を行う最高執行機関として執行役員会を置く。業務執行の最高責任者である社長を長とする執行役員会では、各業務執行役員が経営情報を共有するとともに、重要な経営事項を審議し、社長の経営の執行を補佐する。また、業務執行役員は、取締役会で委嘱された事業部門および営業・技術・製造・管理やリスクマネジメントなどの各機能を担い、効率的かつ適正な業務執行を行う。

取締役の職務の執行を監査するための機関として、監査役会を置く。

4) 当社は、当社グループの取締役および従業員が、定款に適合した、適正な事業活動を行うための指針として「島津グループ 企業倫理規程」を定め、法令遵守の徹底および企業倫理の向上にグループ全体で取り組む。

企業倫理・コンプライアンスを組織に徹底するために、経営者はその方針を明示する。また、法令遵守のための規程・マニュアル類を整備し、取締役、業務執行役員および従業員を対象にした法令遵守や社会規範に関する研修を繰り返し実施し、研修の効果を確認することで、実践に繋げる。

企業倫理・コンプライアンスの遵守については、日常の職制に基づく報告・連絡・相談に加え、通報者保護と適切な処置を講じた通報・相談窓口を設け積極的な活用を通じて問題を早期に発見し、是正に努める。また内部監査室は、平時の事業部門やグループ会社との定期的な連絡を通して、潜在する違反リスクの把握に努める。違反行為が発生した場合は緊急連絡体制に基づき速やかに報告させ、背景事情・原因の調査と是正策を実行する。更に類似案件の発生を未然に防ぐための再発防止策を実行して、同じことが起こらないように是正する。

5) 当社は、当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、島津グループのガバナンスに関する基本的な考え方や経営上遵守すべき事項を纏めた「島津グループマネジメント基本規程」を定め、グループ全体の経営状況の把握および管理体制を継続的に整備・強化していくことで、適正かつ効率的なグループ経営を実現する。

なお、当社が内部監査業務を各地域コーポレート本部に委託し、選任された監査担当者が監査および助言を行うことで、域内のグループ会社の事業部門(第1線)と管理部門(第2線)が日常的に適切なモニタリングを実施し、内部監査部門(第3線)が監査することで、内部統制を強化する。

6) 当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設ける。その人事関連事項については監査役会の事前の同意を得るなど、独立性と指示の実効性を確保する。

7) 当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、重要な経営情報を定期的に報告するとともに、次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ② 内部監査の結果
- ③ 内部通報制度による通報の状況

- ④ 監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
 - ⑤ その他法令に定める事項
- 8) また、いかなる者も報告したことを理由に不利な扱いを受けないこととする。
- 9) 監査役職務執行に必要な費用については、監査役からの請求にしがたい支払を行う。
- 10) 監査役は、監査を有効かつ効率的に行うため、取締役、業務執行役員、会計監査人、内部監査部門および内部統制関連部門と定期的に会合し、意見を交換するものとする。また、監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

[2] 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の概要

- 1) 当社は、当社が定めた文書の保管基準に従い、「株主総会議事録」、「有価証券報告書」等の法定備置書類およびその他の社内書類を適切に保存、管理しています。
- また当社は、各業務執行役員が、取締役会および執行役員会で定期的に決議、審議、報告する体制を整備し、経営の透明性を高めています。グループ会社については、「子会社判断事項に関する事前承認ルール」を制定し、本社への報告または承認が必要な案件を明確に定めています。また、決算発表、適時開示、投資家向けの説明会等を実施し、適宜適切な情報開示を行っています。
- 2) 当社は、「島津グループリスクマネジメント基本規程」を定め、事業存続あるいは発展に支障をきたす障害（リスク）の発生を予防・抑制するとともに、インシデント発生時の危機管理に備えています。半期に一度の社長を議長とするリスク・倫理会議を開催し、他社ならびに当社のインシデントを振り返り、リスク意識の高揚と共に各部門での重点リスクや部門共通のリスクを把握し、その対策等の議論を行っています。また当社は、日々の業務上のリスクの発生を低減するため、適切な業務遂行に必要な知識と価値観の習得などを目的とする「チーム学習」をリスクマネジメント推進責任者のもと実施しています。
- 3) 当社は、「取締役会規則」、「執行役員会規則」を定め、取締役会および執行役員会における付議、報告事項等の基準を明確にしており、当該基準に則り、審議および意思決定を行っています。また、指名・報酬委員会を6回開催しています。
- 4) 当社は、「島津グループ 企業倫理規程」を定め、それに基づきグループ会社での企業倫理規程を整備しています。また、全従業員へe-Learning等の教育研修を行い、企業倫理の浸透、コンプライアンスの向上に努めています。企業倫理・コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設置しており、通報・相談窓口寄せられた問題は、運用規程に従って、適切に対処しております。
- 5) 当社は、各事業部門と事業部を横断する営業・技術・製造・管理などの機能別部門とのマトリックス的連結経営体制を採用しています。各事業部門は、業績検討会、工営会議等を通じて、連結子会社を含めた経営状況を把握しており、また機能別部門は、経営・開発・製造・品質保証等の全社横断的な会議を通じて、各種必要な情報

の共有や計画の進捗、対応すべき案件の確認・指導を行うことで、グループ全体の適正な管理に努めています。なお、内部監査室は、「内部監査規程」に従い、監査計画を立案し、計画に沿って監査を実施しています。

- 6) 当社は、監査役の職務を補助するため監査役室および専任スタッフを設置しています。監査役室の専任スタッフは監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事関連事項については監査役の事前の同意を得ています。
- 7) 当社は、「監査役への報告事項一覧表」に基づき、監査役に対して、当該担当部門から取締役会、執行役員会等の資料の定期的な送付および重大なトラブル、不正行為、内部通報窓口への通報状況などの臨時的な報告を速やかに行う体制を整備・運用しています。
- 8) 当社は、監査役への報告者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しています。
- 9) 当社は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」において、監査役室、補助使用人に関する事項などを定め、職務執行に必要な費用は、規程に従って適切に支払っています。
- 10) 当社は、監査を有効かつ効率的に実施するため、監査役の代表取締役、業務執行役員などとの定期的な会合、また会計監査人および内部監査室との子会社の現地監査などを実施しています。

6 会社の支配に関する基本方針

[1] 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是・経営理念や企業価値の源泉、顧客・株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーとの信頼関係などを理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であることを基本原則といたします。

当社は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

[2] 基本方針の実現に資する取り組みの具体的な内容の概要

1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す経営方針に基づき、プラネタリーヘルス(人と地球の健康)の追求のもと、『人の命と健康』、『地球の健康』、『産業の発展、安心・安全な社会の実現』への貢献をミッションとしています。また、持続可能な社会の構築に貢献し、企業価値を向上させるため、「島津グループサステナビリティ憲章」を制定し、事業を通じた社会課題の解決と、社会の一員としての責任ある活動を推進してまいります。

当社は、「世界のパートナーと共に社会課題を解決するイノベティブカンパニー」となることを目指し、ヘルスケア、グリーン、マテリアル、インダストリーを当社が社会価値を提供する領域としています。重点事業の拡大、リカーリングビジネスの拡大、将来の布石として半導体市場への挑戦、北米R&Dセンターの活用強化による北米事業の拡大、Make in India政策への対応によるインド事業の拡大、新事業の創出を遂行するとともに、事業を支える経営基盤の強化を続け、事業拡大とお客様(領域)中心志向でトータルソリューション提供企業への変革に引き続き取り組んでまいります。

また、当社はガバナンスの強化を経営における最重要課題と位置付け、「コンプライアンスは全てに優先する」ことを基本として、グループガバナンスの強化を進めます。グループマネジメント基本規程をベースに内部統制・リスクマネジメント・モニタリングの強化に引き続き取り組んでまいります。

これらにより、事業業績を着実に伸ばすとともに、株主との積極的な対話を行うことにより、当社の経営姿勢を理解いただき、株主の一層の信頼と評価を得るよう努めてまいります。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2017年6月29日開催の第154期定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を廃止しておりますが、当社の株式に対して大量取得行為が行われる場合には、金融商品取引法の定めを遵守しつつ、積極的な情報収集および情報提供に努め、株主の皆様の検討のための時間確保に努める等、適切な措置を講じてまいります。

[3] 上記[2]の取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記[2]に記載した各取り組みは、上記[1]の基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと当社取締役会は判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切り捨てております。
比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	497,728
現金及び預金	167,316
受取手形、売掛金及び契約資産	156,326
商品及び製品	86,449
仕掛品	29,458
原材料及び貯蔵品	36,191
その他	23,895
貸倒引当金	△ 1,909
固定資産	240,249
有形固定資産	(122,815)
建物及び構築物	56,016
機械装置及び運搬具	12,245
土地	22,181
リース資産	1,678
建設仮勘定	2,592
その他	28,100
無形固定資産	(23,886)
のれん	7,388
その他	16,497
投資その他の資産	(93,546)
投資有価証券	20,357
長期貸付金	225
退職給付に係る資産	54,422
繰延税金資産	10,964
その他	7,625
貸倒引当金	△ 48
資産合計	737,978

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	150,248
支払手形及び買掛金	41,532
リース債務	4,033
未払金	18,905
未払法人税等	15,015
契約負債	41,250
賞与引当金	14,841
役員賞与引当金	384
株式給付引当金	119
リコール関連引当金	772
その他	13,392
固定負債	22,563
リース債務	6,450
役員退職慰労引当金	139
退職給付に係る負債	13,810
その他	2,164
負債合計	172,811
純 資 産 の 部	
株主資本	488,108
資本金	26,648
資本剰余金	34,910
利益剰余金	452,619
自己株式	△ 26,070
その他の包括利益累計額	77,048
その他有価証券評価差額金	8,163
為替換算調整勘定	43,402
退職給付に係る調整累計額	25,482
非支配株主持分	9
純資産合計	565,166
負債純資産合計	737,978

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切り捨てています。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		560,728
売上原価		310,638
売上総利益		250,090
販売費及び一般管理費		176,387
営業利益		73,702
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,928	
その他	9,326	11,254
営業外費用		
支払利息	289	
その他	1,915	2,204
経常利益		82,753
特別利益		
固定資産売却益	255	
投資有価証券売却益	18	274
特別損失		
投資有価証券評価損	805	
関係会社整理損	426	
固定資産処分損	334	1,566
税金等調整前当期純利益		81,461
法人税、住民税及び事業税	24,164	
法人税等調整額	△ 3,202	20,962
当期純利益		60,498
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 0
親会社株主に帰属する当期純利益		60,499

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切り捨てています。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	272,117
現金及び預金	77,998
受取手形	608
電子記録債権	23,782
売掛金	70,016
商品及び製品	37,564
仕掛品	17,327
原材料及び貯蔵品	14,654
前渡金	3,716
その他	26,457
貸倒引当金	△ 9
固定資産	176,242
有形固定資産	(74,559)
建物	40,928
構築物	1,512
機械及び装置	1,922
車両運搬具	30
工具、器具及び備品	10,969
土地	17,931
リース資産	474
建設仮勘定	789
無形固定資産	(8,845)
ソフトウェア	4,888
その他	3,957
投資その他の資産	(92,838)
投資有価証券	14,290
関係会社株式	40,745
その他の関係会社有価証券	1,980
出資金	110
関係会社出資金	6,061
長期貸付金	834
前払年金費用	17,941
繰延税金資産	6,412
その他	4,477
貸倒引当金	△ 15
資産合計	448,360

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	124,270
電子記録債務	1,745
買掛金	17,945
短期借入金	69,761
リース債務	226
未払金	12,262
未払費用	755
未払法人税等	9,224
契約負債	1,005
預り金	1,630
賞与引当金	6,941
役員賞与引当金	117
株式給付引当金	119
リコール関連引当金	772
その他	1,760
固定負債	2,510
リース債務	313
退職給付引当金	1,992
その他	204
負債合計	126,780
純 資 産 の 部	
株主資本	314,444
資本金	(26,648)
資本剰余金	(35,188)
資本準備金	35,188
利益剰余金	(278,677)
利益準備金	4,206
その他利益剰余金	274,471
買換資産圧縮積立金	525
別途積立金	24,330
繰越利益剰余金	249,616
自己株式	(△ 26,070)
評価・換算差額等	7,135
その他有価証券評価差額金	7,135
純資産合計	321,579
負債純資産合計	448,360

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切り捨てています。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		262,299
売上原価		151,937
売上総利益		110,361
販売費及び一般管理費		76,309
営業利益		34,052
営業外収益		
受取利息及び配当金	22,017	
その他	9,231	31,249
営業外費用		
支払利息	566	
その他	3,380	3,946
経常利益		61,354
特別利益		
投資有価証券売却益	18	
固定資産売却益	3	22
特別損失		
投資有価証券評価損	805	
関係会社株式評価損	776	
固定資産処分損	154	1,736
税引前当期純利益		59,640
法人税、住民税及び事業税	11,346	
法人税等調整額	△ 2,661	8,684
当期純利益		50,955

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山岸 康徳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 直文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島津製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山岸 康徳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 直文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島津製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示する

ために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第163期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、監査計画、監査役の職務分担等を定め、法令順守、グループ内部統制の整備状況、事業環境の変化に関するリスク把握等の重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査基本方針、監査計画、職務分担等に従い、オンライン会議ツール等も活用しながら、取締役、業務執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、付議事案や報告事案に関して審議の経過や結果を把握いたしました。代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役、業務執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、業務執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査部門より定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

株式会社 島津製作所
監査役会

常勤監査役 小谷崎 眞 ㊞

常勤監査役 山田 洋一 ㊞

社外監査役 西本 強 ㊞

社外監査役 林 由佳 ㊞

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

